

大野郡5町2村合併協議会の傍聴に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大野郡5町2村合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、大野郡5町2村合併協議会会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議は可能な限り傍聴を認めることを原則とし、傍聴人の定員は、会場により大野郡5町2村合併協議会長（以下「会長」という。）が決めることとする。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において、会議開始予定時刻の15分前までに、傍聴人受付簿（第1号様式）に住所、氏名、年齢及び連絡先電話番号を記入しなければならない。

2 傍聴希望者が第2条で決める定員を超えるときは、くじ引きにより決する。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒、その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音すること等につき、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手、声援その他の方法により公然と賛否の表明をしないこと

- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと
- (3) はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと
- (4) 飲食をしないこと
- (5) みだりに席を離れないこと
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと
(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて大野郡5町2村合併協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年3月1日から施行する。

大野郡 5 町 2 村合併協議会
第 回会議 傍聴人受付名簿

番号	住 所	氏 名	年 齢	連絡先	可否
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					